

西宮市自治会等公益活動補償制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等の公益活動に参加した者が当該活動中に傷害等を負い、又は第三者に対して損害賠償責任を負うこととなった場合に、当該傷害等を補償し、又は当該損害を賠償すること（以下「補償等」という。）により、自治会等公益活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地域住民によって組織される一定の地域性及び共通目標をもった開放的な地域自治組織で、市が行う地域自治団体調査票を提出した自治会・町内会等団体。（単位団体によって構成される連合的な団体及び集合住宅管理組合を含む。）
- (2) 自治会等公益活動 自治会等が日本国内で行う活動で、別表第1に定めるものその他公益的な活動と認められるもの。ただし、職務として行う活動や営利、政治及び宗教に係る活動を除く。
- (3) 参加者 自治会等公益活動に直接参加する者（集会や講座など不特定多数の者が参加する場合の単なる参加者やいわゆる観覧者及び応援者を除く。）をいう。
- (4) 責任者 自治会等公益活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（無報酬の場合又は交通費程度の実費を受領する場合に限る。）をいう。
- (5) 傷害等 傷害、傷害が原因による後遺障害及び傷害が原因による死亡をいう。

(保険契約の締結)

第3条 市長は、この要綱に基づき補償等を行う制度（以下「自治会等公益活動補償制度」という。）を実施するために、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

(傷害補償の対象者、種類等)

第4条 自治会等公益活動補償制度の傷害補償の対象となる者は、自治会等公益活動中又は自治会等公益活動に参加する為の通常の往復経路中（以下「自治会等公益活動中」という。）の急激かつ偶発的な外来の事故により傷害等を受けた参加者又は責任者（以下「参加者等」という。）とする。ただし、通常の往復経路とは、自治会等公益活動に関し、住居と活動場所を往復する合理的な経路及び方法（中断・離脱した場合は除く。）をいう。

2 自治会等公益活動補償制度の傷害補償の対象となる傷害は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 打撲、ねんざ、骨折等身体的負傷
- (2) 身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、又は摂取した結果

生じる中毒症状（以下「中毒症状」という。）

3 自治会等公益活動補償制度の傷害補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 死亡補償金
- (2) 後遺障害補償金
- (3) 入院補償金及び通院補償金
- (4) 手術補償金

（死亡補償金）

第5条 死亡補償金は、自治会等公益活動中に参加者等が傷害を受け、当該傷害により、事故発生の日から起算（「事故発生日が初日」となり、以下同じ。）して180日以内に死亡した場合に、当該参加者等の法定相続人に支払われるものとする。

2 死亡補償金は、一時金とし、200万円とする。

（後遺障害補償金）

第6条 後遺障害補償金は、自治会等公益活動中に参加者等が傷害を受け、当該傷害により、事故発生の日から起算して180日以内に後遺障害（傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた治療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態）が生じた場合に、当該参加者等に支払われるものとする。

2 後遺障害補償金は、一時金とし、200万円に別表第2の左欄に掲げる障害の部位ごとに、同表中欄に掲げる後遺症の程度に応じ、それぞれ右欄に定める補償割合を乗じて得た額とする。

（入院補償金、通院補償金及び手術補償金）

第7条 入院補償金及び通院補償金は、自治会等公益活動中に参加者等が傷害を受け、当該傷害により、生活機能又は業務能力の減失又は減少があり、医師の治療を要する場合に、当該参加者等に支払われるものとする。

2 通院補償金は、事故発生の日から起算して180日までの90日を限度とし、通院した治療日数1日につき2,000円とする。ただし、通院日数が3日以下の場合を除く。

3 入院補償金は、事故発生の日から起算して180日以内を限度とし、入院した治療日数1日につき3,000円とする。

4 手術補償金は、入院補償金が支払われる場合で、当該傷害の治療のために手術を受けた場合に、手術の種類に応じ、保険契約に定めるところにより支払われるものとする。

（弔慰金の対象者、種類等）

第8条 削除

（賠償責任補償及び補償限度額等）

第9条 自治会等又は責任者が、自治会等公益活動中の過失により、第三者の生命、身体又は財物（保管物を含む。）に損害を与え、法律上の損害賠償責任（車両事故による賠償責任を除く。）を負うこととなった場合には、当該損害賠償の範囲で補償する。ただし、生命及び身体賠償、財物損害賠償ともそれぞれ1事故につき1万円以下の部分の損

害賠償責任を除く。

2 賠償責任補償の補償限度額は、次のとおりとする。

- (1) 生命及び身体損害の賠償責任については、被害を受けた者1人につき1億円かつ1事故につき5億円を限度とする。ただし、生産物事故（製造・販売した製品や商品による事故）に係る補償限度額は、制度適用期間中について、5億円を上限とする。（制度適用期間中とは「事故発生日を含む保険契約を締結した契約期間内」をいう、以下同じ）
- (2) 財物損害の賠償責任については、1事故につき500万円を限度とする。ただし、生産物事故並びに保管物事故に係る補償限度額は、制度適用期間中について、それぞれ500万円を上限とする。

3 被害を受けた第三者が、その傷害等について法令による賠償その他これと同様の給付を受けるときは、その金額については補償の対象としない。

（賠償責任補償における補償範囲）

第10条 前条第1項の補償の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害を受けた者の治療費、慰謝料及び休業損害、葬儀費用、死亡による逸失利益並びに財物の修理代
- (2) 保険会社の承諾を得て支出した訴訟、和解及び調停費用
- (3) 損害の防止又は軽減のための有益な応急緊急措置費用

（適用除外）

第11条 発生した傷害事故、死亡事故又は賠償責任を負うべき事故が、それぞれ次の各号に掲げる事由に該当する場合は、第4条第1項及び第2項及び第9条第1項の規定にかかわらず、補償等の対象としない。保険契約に係る保険約款において免責とされる事故についても、同様とする。

- (1) 傷害事故又は死亡事故
 - ア 参加者等の故意若しくは重大な過失による場合
 - イ 戦争、変乱、暴動、事変等による場合
 - ウ 地震、噴火又はこれらに起因する津波等天災による場合
 - エ 核燃料物質等有害な特性に起因する事故による場合
 - オ 参加者等の脳疾患、疾病又は心神喪失による場合
 - カ 参加者等の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合
 - キ 医学的他覚所見のないムチウチ症又は腰痛
 - ク 参加者等の無資格運転や飲酒運転（その帮助も含む。）による場合
 - ケ 山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツを指導している最中の事故による場合

(2) 賠償責任を負うべき事故

- ア 自治会等又は責任者の故意による場合
- イ 戦争、変乱、暴動、事変等による場合
- ウ 地震、噴火又はこれらに起因する津波等天災による場合
- エ 核燃料物質等有害な特性に起因する事故による場合
- オ 責任者の同居の親族に対して負担する賠償責任
- カ 自治会等又は責任者が占有し、使用し、又は管理する車両又は動物に起因して負担する賠償責任
- キ 施設の建築、改築、修理等の工事に起因して負担する賠償責任
- ク 狩猟に起因して負担する賠償責任

(3) 他の制度で補償を受けられる事故

西宮市の施策を活用した自治会等公益活動（スポーツクラブ21、青少年愛護協議会等）において、当該施策に係る補償制度が適用される場合
(事故報告)

第12条 西宮市自治会等公益活動補償制度の適用を受けようとする当該自治会等代表者は、自治会等公益活動中に傷害事故又は賠償責任を負うべき事故が発生したとき、事故発生の日から起算して15日以内に事故報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事故の調査)

第13条 市長は、前条の事故報告書が提出された場合において、当該事故報告書の記載事項に疑義があり、その他事故について調査する必要があると認めるときは、第15条第1項に規定する西宮市自治会等公益活動事故調査委員会に諮るものとする。

2 市長は、事故報告書の記載内容が正当なものと判断したときは、保険会社に対し、当該事故報告書を提出するものとする。

(補償金の請求)

第14条 死亡補償金にあっては参加者等の法定相続人（複数の場合はその代表者）が、後遺障害補償金、入院補償金、通院補償金及び手術補償金にあっては当該参加者等が、保険契約に基づく補償金等請求書に必要な書類を添付の上、市長に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償金の請求は当該障害の症状が固定した後に、入院補償金、通院補償金及び手術補償金の請求は入院又は通院が終了した後に、行うものとする。

2 賠償責任に係る請求は、自治会等又は責任者が損害を受けた者との間で法律上の問題が解決した後、自治会等又は責任者が請求書に関係書類を添えて市長に請求するものとする。

3 市長は、前各項の規定による請求があったときは、補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社は保険金を、市が指定する口座に直接振り込む方法により支払うものとする。

4 前項の規定による保険会社の振込をもって、市長が補償金を支払ったものとみなす。

(西宮市自治会等公益活動事故調査委員会)

第15条 市長は、自治会等公益活動補償制度の適正な運営を図るため、西宮市自治会等公益活動事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の任務は、提出された事故報告書の内容について疑義のあるものを調査し、その調査結果を市長に報告することとする。

3 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 市民局長

(2) 市民総括室長

(3) コミュニティ推進部長

(4) 地域コミュニティ推進課長

(5) 地域コミュニティ推進課係長（自治会活動等支援担当）

4 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は市民局長を、副委員長はコミュニティ推進部長をもって充てるものとする。

5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その会議の議長となる。

6 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の場合は委員長の職務を代行する。

8 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第16条 自治会等公益活動補償制度に係る事務及び委員会に係る庶務は、地域コミュニティ推進課において処理する。

(準用規定等)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補償等の規定、補償金の算定等必要な事項については、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用する。

2 第14条に規定する補償金請求書等必要書類一式は、市が合意したものを使用すること。

(協議)

第18条 市長は、自治会等及び参加者等の範囲その他自治会等公益活動補償制度の適用に関し疑義があるときは、保険会社と協議するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めのない事項は、第3条により契約する保険契約に係る保険約款等に定めるところによるとともに、市長と保険会社が協議の上、決定するものとする。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

自治会等公益活動

総会や役員会など会議への参加、防災訓練、防火・防犯パトロール、地域清掃・美化活動、お祭りや盆踊りの開催、スポーツ・レクリエーションの開催、青少年の健全育成、高齢者家庭や独居家庭の見回り、地域集会所の管理運営、登下校の監視・誘導、子どもたちへの交通安全の啓発活動など

別表第2（第6条第2項関係）

後遺障害補償金支払基準

障害の部位	後遺症の程度	補償割合
目の障害	両目が失明したとき	100%
	1眼が失明したとき	60%
	1眼の矯正視力が0.06以下となったとき	5%
	1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計が60%以下になった場合をいう。）となったとき	5%
耳の障害	両耳の聴力を全く失ったとき	80%
	1耳の聴力を全く失ったとき	30%
	1耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき	5%
鼻の障害	鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
咀しゃく又は言語の障害	咀しゃく又は言語の機能を全く廃したとき	100%
	咀しゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
	咀しゃく又は言語の機能に障害を残すとき	15%
	歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
外貌（顔面・頭）	外貌に著しい醜状を残すとき	15%

部・頸部をいう) の醜状	外貌に醜状（顔面においては直径 2 センチメートルのはん痕、長さ 3 センチメートルの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
脊柱の障害	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき	40%
	運動障害を残すとき	30%
	脊柱に奇形を残すとき	15%
腕（手関節以上を いう）及び脚（足 関節以上をいう） の障害	1 腕又は 1 脚を失ったとき	60%
	1 腕又は 1 脚の 3 大関節中の 2 関節又は 3 関節の機能を 全く廃したとき	50%
	1 腕又は 1 脚の 3 大関節中の 1 関節の機能を全く廃した とき	35%
	1 腕又は 1 脚の機能に障害を残すとき	5%
手指の障害	1 手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
	1 手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
	拇指以外の 1 指を 2 指関節（遠位指節間関節）以上で失 ったとき	8%
	拇指以外の 1 指の機能に著しい障害を残すとき	5%
足指の障害	1 足の第 1 足指の趾関節（指節間関節以上）で失ったと き	10%
	1 足の第 1 足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
	第 1 足指以外の 1 足指を第 2 趾関節（遠位指節間関節） 以上で失ったとき	5%
	第 1 足指以外の 1 足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
その他身体の著しい障害により生涯にわたり日常生活が困難になったとき		100%

注 腕（手関節以上をいう）及び脚（足関節以上をいう）の障害、手指の障害及び足指の障害の項中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいう。